

レンタカー貸渡約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます。）を借受人に貸し渡すものとし、借受人は、この約款及び当社が別に定める料金表その他貸渡条件（以下「約款等」といいます。）を理解し、これに同意したうえでレンタカーを借り受けるものとします。

2 借受人が借受人と異なる運転者を指定した場合は、借受人は当該運転者に対し、約款等の運転者に関する内容を周知し、これを遵守させる責任を負うものとします。

3 当社は、この約款の趣旨、関係法令、行政通達及び一般の慣習に反しない範囲において特約に応じることがあります。この場合、特約はこの約款に優先して適用されるものとします。

4 借受人及び運転者は、この約款等を誠実に遵守し、信義則に従って貸渡契約を履行するものとします。

5 当社は、関係法令の改正、行政通達の変更又は業務上の必要がある場合には、この約款を変更することがあります。この場合、変更後の約款は、当社所定の方法により公表又は周知するものとし、公表後に締結される貸渡契約について適用するものとします。

6 この約款に定めのない事項については、関係法令及び一般の商慣習によるものとします。

第2章 予約

第2条（予約の申込み）

借受人は、レンタカーを借り受けるにあたり、本約款及び料金表その他当社が定める条件に同意のうえ、当社所定の方法により、あらかじめ次の事項を明示して予約を申し込むものとします。

- （1）借受開始日時
- （2）借受場所
- （3）返還予定日時
- （4）返還場所
- （5）車種又は車種クラス
- （6）運転者の氏名
- （7）チャイルドシートその他付属品の要否
- （8）その他当社が必要と認める事項

2 当社は、保有するレンタカーの範囲内で予約を承諾するものとします。

3 予約の成立時期は、当社が予約を承諾した時点とします。

4 当社は、必要があると認める場合には、予約申込金その他必要な費用の支払いを求めることがあります。

5 借受人は、予約内容について虚偽の申告をしてはならないものとします。

6 予約は、当社から予約内容を記載した電子メール、SMS その他の方法による予約受付通知を送信した時点で成立したものとします。

第3条（予約内容の変更）

借受人は、予約内容を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

2 予約内容の変更により貸渡料金が増加となる場合は、変更後の借受条件に応じた貸渡料金を適用します。

3 変更内容によっては、当社は変更をお受けできない場合があります。

4 変更の結果、予約車両の確保が困難となる場合は、当社は代替車両を提案し、又は予約を取り消すことができるものとします。

5 変更によって貸渡期間が延長となる場合は、当社が承諾した場合に限り変更できるものとします。

第4条（予約の取消し）

借受人は、当社所定の方法により予約を取り消すことができます。

2 借受人が予約を取り消した場合には、当社は料金表その他当社が定める基準により予約取消手数料（キャンセル料）を請求することがあります。

3 予約取消手数料の基準は、短期貸渡し及び長期貸渡しの区分その他契約内容に応じて別途料金表に定めます。

4 借受人が借受開始時刻を超過しても当社へ連絡なく来店せず、当社が貸渡しの意思がないと判断した場合は、予約を取り消したものとみなします。

5 当社の都合により貸渡契約を締結できなかった場合は、予約申込金その他受領済みの金員を返還するものとし、違約金その他の請求は行いません。

6 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他借受人又は当社のいずれの責にも帰することのできない事由により貸渡契約を締結できなかった場合は、予約を取り消したものとし、当社は受領済みの予約申込金を返還します。この場合、当社及び借受人は相互に違約金その他の請求を行わないものとします。

第5条（代替レンタカー）

当社は、予約した車種又は車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができない場合は、借受人に対して代替車両の貸渡しを申し入れることができるものとします。

2 借受人が代替車両を承諾した場合は、当初の予約内容に準じて貸渡契約を締結するものとします。

3 代替車両の貸渡料金が予約車両より高額となる場合は、予約車両の料金を適用します。

4 代替車両の料金が予約車両より低額となる場合は、その低額の料金を適用します。

5 借受人は代替車両を拒否することができ、この場合予約は取り消されたものとします。

6 代替車両の提供ができない場合には、第4条第5項又は第6項に準じて処理します。

第6条（免責）

当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、この章に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第7条（予約業務の代行）

借受人は、当社が指定する旅行代理店、提携事業者その他予約取扱事業者（以下「代行業者」といいます。）を通じて予約を申し込むことができます。

2 代行業者を通じて予約を行った場合の予約内容の変更又は取消しは、原則として当該代行業者を通じて行うものとします。

第3章 貸渡

第8条（貸渡契約の締結）

借受人は、第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社は本約款、料金表その他当社が定める貸渡条件を説明したうえで、貸渡契約を締結するものとします。

2 当社は、法令及び監督官庁が定める基準に従い、貸渡契約の締結に際し、借受人及び運転者に対し、運転免許証その他本人確認書類の提示又は提出を求めることができます。

3 借受人と運転者が異なる場合は、借受人は運転者に対して本約款の内容を説明し、遵守させるものとします。

4 当社は、貸渡契約の締結に際し、借受期間中に連絡可能な電話番号、電子メールアドレスその他必要な連絡先の提供を求めることができます。

5 貸渡契約は、借受人が貸渡契約書に署名し、貸渡料金を支払い、当社がレンタカーを引き渡した時に成立するものとします。

6 貸渡契約書は、紙媒体又は電磁的方法により作成することができます。

第9条（貸渡契約の締結の拒絶）

当社は、借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、貸渡契約の締結を拒絶することができます。

- （1）貸し渡す車両を運転するために必要な運転免許証を有していないとき。
- （2）酒気を帯びていると認められるとき。
- （3）麻薬、覚醒剤、シンナーその他薬物の影響により正常な運転ができないと認められるとき。
- （4）チャイルドシートの使用が法令上必要であるにもかかわらず、使用しないとき。
- （5）暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力に該当すると認められるとき。
- （6）予約時に申告した運転者と異なる者が運転しようとするとき。
- （7）過去の貸渡しにおいて、貸渡料金その他当社に対する債務の履行を怠った事実があるとき。
- （8）過去に本約款又は保険約款に違反した事実があるとき。
- （9）当社に対し暴力的要求行為、不当要求又は威迫行為を行ったとき。

(10) その他貸渡契約の締結が適当でないと当社が判断したとき。

2 前項により貸渡契約を締結しなかった場合は、第4条の規定に準じて処理します。

第10条（貸渡料金）

貸渡料金は、次の各号に掲げる料金の合計額とします。

- (1) 基本料金
- (2) 免責補償制度（CDW）加入料
- (3) 付属品使用料
- (4) 配車・引取料金
- (5) 燃料代
- (6) 延長料金
- (7) その他当社が料金表に定める料金

2 貸渡料金は、貸渡時に適用される料金表によるものとします。ただし、予約時に料金を確定している場合は、その料金を適用します。

第11条（貸渡料金の支払）

借受人は、貸渡料金を貸渡開始時までには支払うものとします。

2 支払方法は、現金又は当社が認める銀行振込その他当社が指定する方法によるものとします。

3 銀行振込の場合は、当社が指定する期日までに支払うものとします。

4 振込手数料は借受人の負担とします。

第12条（借受条件の変更）

借受人は、貸渡契約締結後に借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を得なければなりません。

2 当社は、車両の予約状況その他業務上支障がある場合には、変更をお断りすることがあります。

3 借受条件の変更により貸渡料金に変更となる場合は、変更後の料金を適用します。

第13条（点検整備及び確認）

当社は、法令に基づく点検整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

2 借受人及び運転者は、貸渡しを受ける際、当社とともに車両外装、内装、タイヤ、灯火類、燃料残量及び付属品等を確認するものとします。

3 借受人及び運転者は、車両に損傷又は異常を発見した場合は、貸渡し前に当社へ申し出るものとします。

4 確認後に異議の申し出がない場合は、借受人は当該車両を正常な状態で借り受けたものとします。

5 前項の確認内容は、当社所定の車両チェックシートに記録し、借受人及び当社が確認するものとします。

第14条（貸渡証）

当社は、レンタカーを引き渡す際、法令で定められた事項を記載した貸渡証を交付します。

- 2 借受人又は運転者は、レンタカー使用中、貸渡証を携帯しなければなりません。
- 3 貸渡証を紛失した場合は、直ちに当社へ連絡するものとします。
- 4 貸渡証は書面又は電子データにより交付することがあります。

第4章 使用

第15条（管理責任）

借受人及び運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから返還するまでの間（以下「使用中」といいます。）、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

- 2 借受人及び運転者は、法令及び本約款を遵守し、安全運転に努めるものとします。
- 3 借受人及び運転者は、高速道路料金、有料駐車場料金その他レンタカーの使用に伴い発生した費用について、自らの責任と負担において支払うものとします。
- 4 当社が前項の未払い料金について管理会社等から請求を受けた場合は、借受人は当社に生じた一切の費用を支払うものとします。
- 5 借受人及び運転者は、レンタカーを常に施錠し、盗難及び車上荒らし防止に努めるものとします。

第16条（日常点検及び車両交換）

借受人及び運転者は、レンタカーを使用する前に、タイヤ、灯火類、ブレーキその他法令で定められた日常点検を実施し、異常を発見した場合は直ちに当社へ連絡し、その指示に従うものとします。

- 2 借受人及び運転者は、異常又は故障を認めながら運転を継続してはならないものとします。
- 3 長期貸渡しその他当社が必要と認めた場合は、車検、法定点検、定期整備又は車両管理のため、当社が指定する日時にレンタカーを持ち込み、車両交換又は点検を受けるものとします。
- 4 前項に必要な日時及び場所については、当社と借受人が事前に協議のうえ決定するものとします。

第17条（禁止行為）

借受人及び運転者は、使用中、次の行為をしてはならないものとします。

- （1）当社の承諾なく契約者又は登録運転者以外に運転させること。
- （2）レンタカーを第三者へ転貸し、又は使用させること。
- （3）法令又は公序良俗に反する目的で使用するここと。
- （4）危険物その他当社が不適当と認める物品を積載すること。
- （5）競技、レース、試験走行その他通常使用以外の目的で使用するここと。
- （6）日本国外へ持ち出すこと。
- （7）車両を改造又は原状変更すること。

- (8) 当社の承諾なくけん引又は被けん引車両として使用すること。
- (9) ペットを同乗させること。ただし、当社が事前に承諾した場合を除きます。
- (10) 車内で喫煙（電子たばこ及び加熱式たばこを含む。）を行うこと。
- (11) その他貸渡契約に反する行為。

第 18 条（SNS 等への投稿）

借受人及び運転者は、当社の承諾なく営業所、車庫、車両管理施設その他当社施設内において撮影、録音又は録画を行い、その画像、映像又は音声インターネット、SNS その他の媒体へ公開してはならないものとします。

2 前項の規定は、事故報告、保険会社への提出その他正当な理由がある場合には適用しません。

第 19 条（違法駐車の場合の措置）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーについて道路交通法その他法令に違反する駐車を行った場合は、自らの責任と費用負担により、速やかに違反を是正し、反則金その他必要な費用を支払うものとします。

2 当社が放置違反金その他の費用を負担した場合は、借受人は当社の請求に従い、当社が負担した費用及びこれに要した一切の費用を支払うものとします。

3 借受人又は運転者は、当社から警察署等への出頭、必要書類の提出その他違反処理について協力を求められた場合は、これに応じるものとします。

第 5 章 返還

第 20 条（返還責任）

借受人又は運転者は、借受期間満了時まで、当社が指定する返還場所へレンタカーを返還するものとします。

2 借受人又は運転者が前項に違反した場合は、当社に生じた一切の損害を賠償するものとします。

3 天災、災害その他借受人及び当社のいずれの責にも帰することができない事由により返還できない場合は、借受人又は運転者は直ちに当社へ連絡し、その指示に従うものとします。

4 借受人又は運転者は、返還予定時刻に遅れるおそれがある場合は、判明した時点で速やかに当社へ連絡するものとします。

第 21 条（返還時の確認）

借受人又は運転者は、当社立会いのもと、レンタカーを返還するものとします。

2 返還時には、通常の使用による摩耗を除き、貸渡時と同様の状態で返還するものとします。

3 当社は返還時に車両の内外装、付属品、燃料残量その他必要事項を確認するものとします。

4 借受人又は運転者は、車内に遺留品がないことを確認して返還するものとします。

5 当社の故意又は重大な過失による場合を除き、保管の責を負わない。

第 22 条（借受期間の変更時の貸渡料金及び返還時の精算）

借受人は、第 12 条に基づき借受期間を変更した場合は、変更後の契約内容に応じた貸渡料金を支払うものとします。

2 返還時に次の各号に該当する料金がある場合は、借受人は返還時又は当社指定日までに支払うものとします。

- （1）超過料金
- （2）延長料金
- （3）燃料代
- （4）付帯料金
- （5）有料道路料金等の立替金
- （6）その他貸渡契約に基づき借受人が負担すべき費用

3 満タン返しを条件として貸し渡したレンタカーについて給油されていない場合は、借受人は当社所定の燃料料金を支払うものとします。

第 23 条（返還場所の変更）

借受人は、返還場所を変更しようとするときは、事前に当社の承諾を得なければなりません。

2 返還場所の変更によって回送費用その他の費用が発生する場合は、借受人が負担するものとします。

3 当社の承諾なく返還場所を変更した場合は、借受人は回送費用及びこれに伴う損害を負担するものとします。

第 24 条（不返還）

借受人又は運転者が借受期間満了後もレンタカーを返還せず、当社からの返還請求にも応じない場合又は借受人若しくは運転者の所在が不明となる等、不返還と認められる場合は、当社は法的措置を講ずることができるものとします。

2 当社はレンタカーの所在確認その他必要な調査を行うことができ、借受人及び運転者はこれに協力するものとします。

3 借受人又は運転者は、不返還によって当社に生じた一切の損害及び車両回収に要した費用を負担するものとします。

第 6 章 故障、事故、盗難等の措置

第 25 条（故障等を発見した場合の措置）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常、故障その他正常な運行に支障を及ぼすおそれがある状態を発見したときは、直ちに安全な場所へ停車し、運転を中止するとともに、速やかに当社へ連絡し、その指示に従うものとします。

2 借受人又は運転者は、当社の承諾なく修理、部品交換その他車両の現状を変更する行為をしてはならないものとします。ただし、人命保護又は法令上やむを得ない場合を除きます。

3 故障等を放置し、又は当社の指示に従わなかったことにより損害が拡大した場合は、その損害は借受人又は運転者の負担とします。

第 26 条（事故発生時の措置）

借受人又は運転者は、使用中に事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず、直ちに運転を中止し、法令に定める措置を講じるとともに、次の各号に掲げる措置を行うものとします。

- （1）負傷者がいる場合は、人命救助を最優先とし、必要に応じて救急車を要請すること。
- （2）警察へ事故の届出を行うこと。
- （3）速やかに当社へ事故状況を報告し、その指示に従うこと。
- （4）当社及び保険会社が求める事故報告書その他必要書類を提出すること。
- （5）相手方との示談その他権利義務に関する合意を行う場合は、事前に当社及び保険会社の承諾を得ること。

2 借受人又は運転者は、事故処理及び保険手続について、当社及び保険会社の調査に協力するものとします。

3 当社は、事故処理について必要な助言及び協力を行うものとします。

第 27 条（盗難、いたずら等の措置）

借受人又は運転者は、レンタカーの盗難、車上荒らし、いたずらその他の被害を受けたときは、直ちに最寄りの警察へ届け出るとともに、速やかに当社へ連絡し、その指示に従うものとします。

2 借受人又は運転者は、当社及び保険会社の調査に協力し、必要書類を提出するものとします。

第 28 条（使用不能による貸渡契約の終了）

使用中に故障、事故、盗難その他の事由によりレンタカーが使用できなくなった場合は、貸渡契約は終了するものとします。

2 前項の場合において、その原因が借受人又は運転者の責に帰すべき事由によるときは、借受人はレンタカーの引取り、搬送、修理その他当社に生じた費用を負担するものとします。

3 その原因が貸渡し前から存在していた車両の不具合その他当社の責に帰すべき事由による場合は、当社は代替車両を提供するよう努めるものとします。

4 当社が代替車両を提供できない場合は、未使用期間に相当する貸渡料金を返還するものとします。

5 天災その他借受人及び当社のいずれの責にも帰することができない事由により使用不能となった場合は、当社は未使用期間に相当する貸渡料金を返還するものとします。

第 7 章 賠償及び補償

第 29 条（賠償責任）

借受人又は運転者は、レンタカーの使用中に、借受人若しくは運転者の責に帰すべき事由によ

り第三者又は当社に損害を与えたときは、その一切の損害を賠償するものとします。

2 前項の損害には、車両の修理費用、レッカー費用、営業損害、車両回送費用、事故処理費用その他当社に生じた一切の損害を含むものとします。

3 借受人又は運転者は、本条に基づく損害賠償義務について、第 29 条に定める保険及び補償制度の適用を受ける場合を除き、その責任を負うものとします。

第 30 条（保険及び補償）

当社は、貸渡したレンタカーについて、次の内容の自動車保険を付保します。

補償内容	補償額
------	-----

対人補償	1 名につき無制限（自動車損害賠償責任保険を含む）
------	---------------------------

対物補償	1 事故につき無制限（免責金額 5 万円）
------	-----------------------

車両補償	補償なし
------	------

人身傷害補償 1 名につき 3,000 万円

2 前項の保険金又は補償金は、保険約款その他補償制度の定めに従って支払われます。

3 次の各号に該当する場合には、保険金又は補償金の全部又は一部が支払われないことがあります。

(1) この約款に違反した場合

(2) 保険約款の免責事項に該当する場合

(3) 警察への届出及び当社への事故報告を行わなかった場合

(4) 飲酒運転、無免許運転、薬物使用等の法令違反があった場合

(5) 無断延長、無断転貸その他重大な契約違反があった場合

4 保険金又は補償金の支払限度額を超える損害及び保険適用外となる損害については、借受人又は運転者の負担とします。

5 当社が借受人又は運転者に代わって損害を賠償した場合には、その支払額について借受人又は運転者は直ちに当社へ弁済するものとします。

第 31 条（免責補償制度（CDW））

当社は、借受人の希望により、免責補償制度（CDW）を任意で提供します。

2 CDW へ加入した場合、事故が発生した際の対物補償免責額 5 万円について、借受人の負担を免除します。

3 CDW へ加入していても、次の各号に該当する場合は免責補償の対象外とします。

(1) 飲酒運転又は無免許運転

(2) 警察及び当社へ事故報告をしなかった場合

(3) 無断延長又は無断転貸

(4) 故意又は重大な過失による事故

(5) 保険約款又は貸渡約款に違反した場合

(6) その他当社が補償対象外と定める場合

4 CDW 加入料金は、料金表に定めるものとします。

第 32 条（ノンオペレーションチャージ（NOC））

事故、盗難、故障、汚損、臭気その他借受人又は運転者の責に帰すべき事由により、レンタカーの修理、清掃又は点検が必要となり営業に支障が生じた場合は、その期間中の営業補償の一部として、借受人又は運転者は次のノンオペレーションチャージ（NOC）を支払うものとします。

- (1) 自走して返還できた場合 30,000 円
- (2) 自走できずレッカー等による搬送となった場合 50,000 円

2 NOC は営業補償の一部であり、修理費、レッカー代、清掃費その他実際の損害を免除するものではありません。

3 CDW へ加入している場合であっても、NOC は免除されません。

第 33 条（借受人の負担）

借受人又は運転者は、事故、故障、盗難その他自己の責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合は、第 29 条から第 31 条までに定めるほか、当社に生じた実損害について賠償する責任を負うものとします。

第 8 章 貸渡契約の解除

第 34 条（貸渡契約の解除）

当社は、借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せず、直ちに貸渡契約を解除し、レンタカーの返還を請求することができるものとします。

- (1) この約款に違反したとき。
- (2) 貸渡契約締結後に、第 9 条（貸渡契約の締結の拒絶）各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) 無断で借受期間を延長したとき。
- (4) 無断で第三者へ転貸し、又は運転させたとき。
- (5) 事故、故障その他の理由により、安全な運行が困難であると当社が判断したとき。
- (6) その他貸渡契約を継続することが適当でないと当社が判断したとき。

2 前項の場合、借受人又は運転者は、当社の指示に従い、直ちにレンタカーを返還しなければならないものとします。

3 この場合、当社は受領済の貸渡料金から、貸渡から解除までの期間に対応する貸渡料金及び契約解除による損害賠償額を差し引いた残額があるときはこれを借受人に返還するものとします。

第 35 条（借受人による中途解約）

借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

2 借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料＝（貸渡契約期間に対応する基本料金）

－（貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金×30％

第36条（無断延長）

借受人又は運転者は、借受期間を延長しようとするときは、借受期間満了前までに当社へ申し出て承諾を受けなければならないものとします。

2 当社は、予約状況、車両管理その他の事情により、延長を承諾しない場合があります。

3 当社の承諾を得ることなく借受期間を超えてレンタカーを使用した場合は、無断延長とみなします。

4 借受人又は運転者は、無断延長中に発生した事故、故障その他一切の損害について、保険又は補償制度の適用が制限される場合があることをあらかじめ了承するものとします。

第37条（無断使用損害金）

借受人又は運転者が当社の承諾なく借受期間を超えてレンタカーを使用した場合は、通常の貸渡料金とは別に、無断使用損害金を支払うものとします。

2 無断使用損害金は、当社が別に定める料金表によるものとします。

3 前項の無断使用損害金は、通常の貸渡料金に代わるものではなく、当社に生じた損害賠償請求を妨げるものではありません。

第38条（レンタカーの回収）

借受人又は運転者が当社の返還請求に応じない場合又は所在不明となった場合は、当社はレンタカーを回収するために必要な措置を講ずることができるものとします。

2 前項に要した費用は、借受人又は運転者の負担とします。

第9章 個人情報等

第39条（個人情報の利用目的）

当社は、借受人及び運転者の個人情報を、次の目的のために取得し、利用するものとします。

（1）レンタカーの貸渡契約の締結及び履行のため

（2）借受人及び運転者の本人確認、運転資格及び契約内容の確認を行うため

（3）貸渡料金その他本契約に基づく料金の請求、収納及び債権管理を行うため

（4）事故、故障、盗難その他の緊急時に借受人又は運転者へ連絡するため

（5）事故処理、保険手続その他契約に付随する業務を行うため

（6）法令又は行政機関等からの要請に基づき対応するため

（7）商品及びサービスの改善、品質向上並びに顧客満足度向上のための統計資料を作成するため（個人を識別できない形式に加工したものに限りします。）

2 当社は、法令に定める場合を除き、借受人又は運転者の同意なく、利用目的の範囲を超えて個人情報を利用しません。

3 当社は、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守し、借受人及び運転者の個人情報を適切に管理するものとします。

第 40 条（個人情報の開示等）

借受人及び運転者は、法令に基づき、当社が保有する自己の個人情報について、開示、訂正、追加、削除又は利用停止を請求することができます。

2 当社は、前項の請求を受けた場合は、法令に従い適切に対応するものとします。

第 41 条（GPS 機能の利用）

借受人及び運転者は、レンタカーに GPS 機能、車載通信機器その他車両の位置情報又は運行情報を取得する装置が搭載されている場合があることを了承し、当社が取得した位置情報を次の目的に利用することに同意するものとします。

- （1）レンタカーが所定の場所へ返還されたことを確認するため
- （2）事故、盗難、不返還その他車両管理上必要な場合に車両の所在を確認するため
- （3）レンタカーの適正な管理及び貸渡契約の履行のため

2 当社は、取得した位置情報について、法令に基づく場合又は裁判所、警察その他行政機関から適法な開示請求があった場合を除き、第三者へ提供しません。

第 42 条（ドライブレコーダーの利用）

借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があることを了承し、その映像及び記録情報が保存されることに同意するものとします。

2 当社は、ドライブレコーダーの記録情報を次の目的で利用するものとします。

- （1）事故状況の確認及び事故原因の調査
- （2）保険会社への事故報告及び保険金請求手続
- （3）故障その他車両管理上必要な確認
- （4）法令又は公的機関から適法な要請があった場合への対応

3 当社は、ドライブレコーダーの記録情報について、前項に定める目的以外には利用しません。

4 当社は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全管理のため、必要かつ適切な措置を講ずるものとします。

第 10 章 雑則

第 43 条（反社会的勢力の排除）

借受人及び運転者は、現在及び将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとします。

- （1）暴力団
- （2）暴力団員
- （3）暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業又は団体
- (6) 総会屋、社会運動等標ぼうゴロその他これらに準ずる者
- (7) その他反社会的勢力

2 借受人及び運転者は、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないものとします。

- (1) 暴力的要求行為
- (2) 法的責任を超えた不当な要求
- (3) 脅迫的言動又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 借受人又は運転者が前2項に違反した場合、当社は何らの催告を要することなく貸渡契約を解除することができます。

4 前項の場合、当社は受領済みの貸渡料金その他一切の金員を返還しないものとし、借受人又は運転者はこれに異議を申し立てないものとします。

第44条（相殺）

当社は、この約款に基づき借受人又は運転者に対して有する金銭債権と、借受人又は運転者が当社に対して有する金銭債権を、その弁済期の到来の有無にかかわらず相殺することができるものとします。

第45条（消費税等）

借受人又は運転者は、この約款に基づく取引に課される消費税及び地方消費税その他法令により課される公租公課を負担するものとします。

第46条（遅延損害金）

借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を遅滞した場合は、法令で認められる範囲内又は当社が別に定める利率による遅延損害金を支払うものとします。

第47条（代理貸渡）

この約款は、当社が他のレンタカー事業者その他の事業者から委託を受けてレンタカーの貸渡しを行う場合についても適用するものとします。

第48条（邦文約款の優先）

当社が外国語による約款を作成した場合において、日本語版と外国語版との内容に相違があるときは、日本語版を正本とし、日本語版を優先して適用するものとします。

第49条（細則）

当社は、この約款の実施に関し必要な事項について、別に細則、料金表、利用規程その他の定

め（以下「細則等」といいます。）を定めることができるものとします。

2 細則等は、この約款の一部を構成するものとします。

3 当社は、細則等を制定又は変更したときは、営業所、貸渡場所、ホームページその他当社が適当と認める方法により公表するものとします。

第 50 条（約款の変更）

当社は、法令の改正、社会情勢の変化、事業運営上の必要その他相当の理由がある場合には、この約款を変更することができるものとします。

2 約款を変更する場合は、変更後の内容及び施行日を営業所、ホームページその他当社が適当と認める方法により周知するものとします。

第 51 条（協議事項）

この約款に定めのない事項又はこの約款の解釈について疑義が生じた場合は、法令及び商慣習に従うほか、当社及び借受人が誠意をもって協議し解決するものとします。

第 52 条（合意管轄）

この約款に基づく権利義務に関して紛争が生じた場合は、訴額に応じて、当社の本店又は営業所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

この約款は、次の施行日から施行します。

施行日： 2026 年 7 月 18 日